

シルバー歳時記



12月号



令和3年12月1日

公益社団法人 中播広域シルバー人材センター

無事故「710日」！！

安全就業ありがとうございます 11/30 現在

就業時の休憩時間等での喫煙について

公共や企業の就業において、たばこの喫煙は必ず指定場所でおこなってください。指定場所以外や敷地内は禁煙区域となっているところがほとんどです。禁煙区域で喫煙をすることのないようにお願いします。当然のことながら就業中は禁煙です。

ルールやマナーは守るようにしてください。一般家庭や草刈、剪定など屋外の就業においても休憩時間の喫煙マナーを守り、企業や公共の敷地内では特に気をつけてください。また屋外の就業中に焚火等は禁止しています。冬は空気が乾燥し火事の原因になったら大変です。たばこの後始末にも気をつけてください。

新しい取り組みとしてトライやるウィークを受け入れ、先日終わりました。生徒は初日、緊張していましたが最終日には笑顔で帰っていききました。



年末年始についてお知らせ

12月29日(水)～1月4日(火)まで
本部、福崎連絡所、神河事業所は休みです

年内は 12月28日(火)まで

年明けは 1月5日(水)からとなりますのでご注意ください。その間の緊急連絡先は、

①080-8330-2171 ②090-4031-4484

まずは①に、繋がらない場合は②へお願いします。

地区別懇談会のご案内

詳しくは裏面をご覧ください

1月11日(火)～14日(金) 福崎週間

1月17日(月)～20日(木) 神河週間

1月24日(月)～27日(木) 市川週間

適正就業関係の今後の予定

1月上旬 同一就業先で継続5年就業会員に5年経ったことを知らせる「就業5年通知書」の送付
(初回のみで5年以上の会員には送りません)

1月中旬 就業相談

1月中旬 5年以上就業のある就業先を公開、募集開始

1月下旬 募集締め切り 面談

2月上旬 選考委員会

2月中旬 「選考結果通知書」の送付 4月から交代

2月下旬 「就業延長通知書」「就業終了通知書」送付
就業を終了する会員の就業相談

地区別懇談会スケジュール

開催日	場所	時間	地域班	対象地区（住居表示地区）	数
1月			校区・地区		
福崎町					
11日(火)	文化センター 小ホール	13:30～15:30	福崎	福田 馬田	38
12日(水)	サルビア会館 2F 講義室	09:30～11:30	田原	西・東田原	36
	文化センター 小ホール	13:30～15:30	福崎	山崎 福崎新	22
13日(木)	サルビア会館 2F 講義室	09:30～11:30	田原	南田原	33
	文化センター 小ホール	13:30～15:30	福崎 高岡	西治 高橋 高岡 田口	29
14日(金)	八千種研修センター 2F 会議室	09:30～11:30	八千種	八千種 大貫	14
神河町					
17日(月)	ケーブルテレビ 1F 会議室	09:30～11:30	粟賀	根宇野 山田 中村 粟賀町	34
	ケーブルテレビ 1F 会議室	13:30～15:30	粟賀	福本 加納 貝野 寺野 東柏尾 柏尾	33
18日(火)	大河内保健福祉センター 2F 福祉講習室	09:30～11:30	寺前	大河 鍛治 寺前 上岩 高朝田 宮野	23
	大河内保健福祉センター 2F 福祉講習室	13:30～15:30	寺前	比延 新野 野村	24
19日(水)	ケーブルテレビ 1F 会議室	09:30～11:30	大山	猪篠 大山 杉 吉富	29
	越知公民館 会議室	13:30～15:30	越知谷	新田 作畑 大畑 越知 岩屋	18
20日(木)	センター長谷 2F	09:30～11:30	長谷	川上 長谷 栗 淵	16
	大河内保健福祉センター 2F 福祉講習室	13:30～15:30	上・南小田	上小田 南小田	21
市川町					
24日(月)	保健福祉センター 2F 健康教育室	09:30～11:30	甘地	甘地 小谷 近平 千原 谷 奥 坂戸	31
25日(火)	本部 2F 多目的ホール	13:30～15:30	瀬加北・南	上牛尾 下牛尾 上瀬加 下瀬加	32
26日(水)	就業改善センター 2F 会議室	09:30～11:30	川辺	浅野 小畑 東川辺 西川辺	27
	就業改善センター 2F 会議室	13:30～15:30	川辺	西田中 北田中 上田中 保喜	21
27日(木)	老人福祉センター 2F ホール	09:30～11:30	鶴居北	鶴居 美佐 澤 屋形	33
	老人福祉センター 2F ホール	13:30～15:30	鶴居南	神崎 小室 田中	19

※対象地区の懇談会に出席をお願いします。

※地域班長はできる限りご自分の地域班に出席をお願いします。

※対象地区に出席できない場合は同じ①旧小学校校区>②小学校校区>③中学校校区>④近くの地区の順で出られる日時に出席してください。

※出席しやすく同じ地域の会員が懇談できるように、また自由に発言できるように、コロナ対策として大人数の集會を避ける意味でも地区別（旧校区、校区、地域班）に行います。ご理解をお願いします。

障子・襖張替え講習会の様子

11/18 (木) 19 (金)

2日間神河事業所で行いました。

申込み受付開始直後から問い合わせ、申込みがあり、すぐに定員に達して問い合わせさせていただいたのに今回参加できなかった方には大変申し訳ありませんでした。

一般からの参加者もあり、やさしく丁寧に指導していただき、参加者も手際がよく和気あいあいとスムーズに進みました。障子と襖両方学べて有意義な2日間となりました。



銀の馬車道収穫祭

11/23 (火) 道の駅神河で行われた催しに手芸・木工サークルが出店しました。手作りの小物、花の苗、寄せ植えの販売を通してシルバー人材センターをアピールしてくださいました。



兵シ協主催剪定講習会

11/24 (水) 25 (木)

中播衛生施設事務組合講師の指導のもと、いい勉強になりました



就業先募集一覧

- ①場所
- ②就業先
- ③仕事内容
- ④就業日
- ⑤就業時間
- ⑥1カ月配分金目安
- ⑦その他

- ①福崎町
- ②工場 A
- ③サンプル収集
- ④月～金 (隔週)
- ⑤10時～15時
- ⑥40,000円くらい
- ⑦

- ①市川町
- ②工場 B
- ③清掃、洗濯
- ④月・水・金
- ⑤9時～11時
- ⑥21,600円くらい
- ⑦

振込口座間違いについて

会員が仕事を依頼し発注者となる場合、請求額を振込む際は会費を振込む口座ではなく、請求書に記載されている指定口座に振込をお願いします。

口座はそれぞれ別のものです、一緒にしないようにお願いします。最近間違いが増えています。

- ①市川町
- ②観光施設
- ③風呂掃除
- ④週2～3日
- ⑤午後4時間程度
- ⑥44,000円くらい
- ⑦女性

- ①神河町
- ②スーパー
- ③日配品出し
- ④週3～4日
- ⑤8時～12時
- ⑥50,000円くらい
- ⑦短期 1カ月程度

会員紹介・就業先紹介ゴミ袋2倍キャンペーンは11月末で終了しましたが、通常のキャンペーンは継続中です、紹介をお願いします。

市川町広報1月号に会員募集の案内が掲載されます。

ホームページのQRコードです



シルバー人材センターについて

「5年問題について」

今回のテーマは5年問題です。また今年も5年問題の時期が来ました。

以前からおられる会員は5年問題についてご存じかと思いますが、忘れたことや今年入会された会員はよくわからないこともあると思いますので、ご説明します。

通称「5年問題」と言っていますが正式には「適正就業基準」と言います。

会員の適正な就業推進の一環として継続業務（長期契約している就業先）の一部を対象に就業期限の制限を設けて公平な就業の機会を提供し、会員の就業の格差を可能な限り小さくし、会員への就業機会の提供が適正に行われることを目的としています。その期限が5年で、規程によって同一就業先での就業期間は5年以内とすると定められています。そのため5年経てば交代し、交代する会員がいなければ引き続き延長（更新）しています。これを毎年1月から2月にかけて行い、その時々に応じて運用の見直しを図ってきました。平成30年以前は、

○1年～4年就業の会員全員に「就業更新調査報告書」を送付し、提出をしてもらって就業を希望すれば延長（更新）、希望しなければ交代。延長（更新）する会員に「就業期間確定通知書」を送付していました。毎年提出してもらい1年ごとの更新としていました。

○5年と5年以上就業の会員全員に「就業期間満了通知書」を送付し、交代してもらっていました。交代の会員がいなくて延長（更新）する会員に「就業期間延長通知書」を、交代し終了する会員に「就業期間終了通知書」を送付していました。

しかしながら、1～4年の会員のほとんどが延長（更新）を希望していて延長（更新）を希望しないのはごくわずかで個別に対応が可能でした。或る程度就業先があったので5年、5年以上の会員もひとりひとり交代を探しても交代する会員が見つからない。という形骸化と膨大な作業と時間を費やしていました。そこで平成30年12月運用の見直しを図り、

○1～4年就業の会員は「就業更新調査報告書」を廃止し、本人の申し出がない限り自動延長（更新）。

○5年と5年以上の会員は5年を迎える会員に5年経ったことを知らせる「就業期間5年通知書」を送付、5年以上の会員は通知書を送付せず、5年と5年以上の会員も本人が希望すれば延長を認めてきました。希望すれば5年に関係なく安心して働きやすく、会員にとっても良い運用だと思われました。

ところが、2年が経ち安心して働ける反面、交代する必要がなくなったことで一部の就業先で馴れ合いが進み、いい影響を与えない事例が次々発覚し、新たな就業先や魅力ある就業先がなかなか見つからないこともあり、仕事の内容によって不公平感が生まれ、昨年、再度運用の見直しを図りました。

○1～4年就業の会員の「就業更新調査報告書」は廃止のまま、本人の申し出がない限り自動延長。

○5年と5年以上の会員は5年を迎える会員に「就業期間5年通知書」を送付し、5年以上の会員にはこれまでに通知書を送っているため通知書を送付しません。

○5年到達した会員がいる公共の就業先をオープンにし、広く就業機会を提供、就業先一覧を公開し募集をかけ、今年からは公共に加え企業にも広げて5年到達した会員がいる就業先を公開し広く募集をかけます。5年経ったら交代が基本となります。その上で交代する会員がなければ延長します。

○募集締め切り後、選考委員会を開き、交代か延長か選考のうえそれぞれの会員に「選考結果通知書」「就業期間延長通知書」「就業期間終了通知書」を送付します。

※5年以内であっても就業不適格と認められた場合、就業を停止し交代していただきます。就業不適格とは、就業の内容、方法等のルールを守らない。就業時間等の服務規律を守らない。就業上知り得た個人情報や就業に係る事項の守秘義務を守らない。受注先、住民、会員等とトラブルを起こし反省がない。この法人の信用を著しく失墜させたなどです。5年間は大丈夫というわけではありません。

